

## 秋市選管告示第23号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年12月21日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程（平成5年秋田市選管告示第43号）の一部を次のように改正する。

第4号様式（第5条関係・その1）備考4（2）中「15,800円」を「16,100円」に改める。

第5号様式（第5条関係・その1）備考4（1）中「枚数 16,000枚」を「枚数

ア 秋田市議会議員の選挙 4,000枚 に改め、同様式備考4（2）中  
イ 秋田市長の選挙 16,000枚 」

「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第5号様式（第5条関係・その2）備考4（2）中「573,030円」を「586,905円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

第6号様式（第6条関係・その1）から第6号様式（第6条関係・その  
「法人の代表者氏名

3）までの規定中「法人の代表者氏名」を 発行責任者 に改める。  
担当者」

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。